

## 食品ロス削減のための商慣習検討専門部会 設置要綱

## (設置)

第1条 富山県食品ロス・食品廃棄物削減推進県民会議設置要綱第6条の規定に基づき、富山県食品ロス・食品廃棄物削減推進県民会議に、食品ロス削減のための商慣習検討専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

## (目的)

第2条 専門部会は、食品流通段階における商慣習が食品ロス発生の一つの要因となっていることから、事業者、消費者及び行政等が連携協力して商慣習の緩和を推進することを目的とする。

## (所掌事務)

第3条 専門部会は、食品流通段階における商慣習の緩和に向けた方策や取組事業者の拡大に向けた検討を行うものとする。

## (組織及び委員)

第4条 専門部会は、学識経験者、事業者、消費者団体及び行政機関等で組織し、委員は知事が委嘱する。

- 2 委員の任期は2年とする。
- 3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 4 専門部会に座長を置き、座長は知事が指名する。
- 5 座長は、会務を総理し、専門部会を代表する。

## (運営)

第5条 専門部会は、座長が召集する。

- 2 座長は、会議を進行する。
- 3 座長が必要と認めるときは、座長が委員のうちあらかじめ指名した者が、その職務を代理する。
- 4 事務局は、富山県農林水産部農産食品課に置く。

## (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営について必要な事項は、座長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成30年11月15日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和元年9月25日から施行する。